

新座市告示第 142 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和8年4月1日から令和8年11月30日の間、キャッシュレス決済を用いた各種証明書等に係る手数料の収納について、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

新座市長 並 木



東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステージタワー8階  
株式会社エム・ピー・ソリューション  
代表取締役 佐藤 栄治